

●香川県教育委員会告示第5号

平成17年香川県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成23年7月22日から施行する。
平成23年7月22日

香川県教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
試験等の名称	開示する内容	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報
香川県育休任期付職員登録試験	<u>第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位</u>	<u>第1次試験の不合格者にあっては第1次試験合格発表の日から1月間、第1次試験の合格者にあっては最終合格発表の日から1月間</u>	教育委員会事務局総務課又は義務教育課	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報
	<u>第2次試験の順位</u>	最終合格発表の日から1月間		口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報
香川県公立学校臨時の任用職員登録試験	総合順位	最終合格発表の日から1月間	教育委員会事務局総務課又は義務教育課	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報
略				口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報